

(2)報告事項

⑤令和7年度旭市国民健康保険税条例の一部改正について (軽減判定所得の判定条件の変更)

《趣旨》

課税限度額の引き上げを踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図るため、消費者物価などの経済動向を勘案し、見直しが行われたもの。

《概要》

軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯は29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象となる世帯は54万5千円から56万円に拡充。

令和7年3月31日の地方税法の改正(令和7年4月1日施行)に伴い、令和7年3月31日に専決処分(令和7年4月1日施行)で対応。

その後、令和7年旭市議会第2回定例会(6月)で承認済み。

所得基準
7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ 変更なし
5割軽減 基礎控除額(43万円)+ <u>29万5千円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ <u>29万5千円</u> から <u>30万5千円</u> に拡充
2割軽減 基礎控除額(43万円)+ <u>54万5千円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ <u>54万5千円</u> から <u>56万円</u> に拡充